

私の風土記

今村 雄二郎 (株式会社アイヴィス 名誉顧問)

第六章

グラマン・ダグラス事件

これより数年前のロッキード事件はあまりにも有名なので、ここに繰り返すこともないであろう。ただしグラマン・ダグラス事件も、ロッキード事件の影響でおきてきたということが言えそうだ。

なぜグラマンかという、住友商事が代理店を持っていたグラマンの早期警戒機を松野頼三が斡旋して、代理権を日商岩井に変更したのではとの疑いが持たれたからである。

日商岩井のなかで松野頼三と交流のある役員は島田三敬であった。昭和54年(1979年)1月島田は検察庁の宗像紀夫検事より頻繁に事情聴取を受けていた。5億円の献金やグラマンの代理店変更問題が主なるものであったと思うが、同時に米国のローカルエアラインとのリース契約を經由しての、口銭の受け取り方の疑問などで、かなり強く問い詰められていたものと思う。同年1月30日の夜9時ごろ私は島田に呼ばれ、20分位話したと記憶している。

翌31日朝7時のニュースで赤坂の日交赤坂ビルより飛び降り自殺があったと報じていたので、急いで出社したが、既に後の祭りであった。宗像検事は自分が担当していた容疑者が突然いなくなってしまったため、次の相手を探しはじめた。島田は当時常務であったが、その次に上位の責任者は、軍用機担当としては次長である私ということになり、その間の命令系統には他に誰もいなかったのである。そこで運悪く検察庁より、私に任意出頭の連絡が来た。

私はグラマン代理店を日商岩井が取得した頃は日本にはいなかったし、松野頼三と面談した事もなかった。大体課長か課長代理といった職位では、政治献金などという行為にはぜんぜん縁がなかった。それでも宗像検事は何とも強引に私の容疑理由を編みだし、別件的逮捕状をとった。

3週間ほど東京拘置所に拘留されたが、あまり罪状がないので、業務暦を書いたり、検事とはヘルマン・ヘッセなどの文学談義をしていた記憶がある。釈放される前に、宗像検事は「私は国家権力を背負って、君を苦しめてすまなかった。君はそのような事(政治献金や政界工作)に関与する立場にはなかった」と謝ったが、その後の裁判ではしたたかにも、有罪判決を勝ち取った。

(次頁に続く)

私の担当弁護士の小沢優一は、私の場合は起訴猶予になるといっていたが、実際には私文書偽造同行使で有罪の判決が下された。その私文書も私の意志で部下が作ったものではなく、前任者と経理部長の指示によるもので、何処の商社でも日常茶飯に行っている類の書類である。

私は個人的には非常に不満であったが、小さな罪で早く裁判を終了したいという会社の方針の犠牲になって、2人の上司（副社長の海部八郎と部長の山岡昭一）とともに控訴もしないで、執行猶予付き6ヶ月の有罪判決を黙認して受けた。何しろ顧問弁護団というのが、元検事総長、最高裁判事や日弁連会長と言った大物で、自民党との贈収賄を検証させない事が一大目的で、私などの弁護は殆ど問題にされなかったのである。贈収賄を立件させないと言う条件で、担当者レベルの小さな起訴内容（外為法違反、私文書偽造等）はおおむね検事調書の通りの内容を一方的にみとめるといった話し合いが、検事側と弁護団側との間に介在していたのではと、私は今でも思っている。昭和55年（1980年）当時の夏の朝日ジャーナル誌上で、立花隆はさすがに、私の判決について「少し気の毒な判決」とやや同情気味の記事を書いていた。